

# 第8 児童相談所（仮称）基本計画

令和3年4月

埼玉県福祉部こども安全課

## 1 はじめに

全国的に児童虐待通告の増加が続いていたことから、国は、平成28年に「児童相談所強化プラン」を策定し、児童福祉司の配置を所管人口（人口4万人に1人）や虐待相談対応件数に応じて定めること等により、国において児童相談所の体制強化が進められた。

さらに、児童虐待から子供の命を守るための更なる対策として、平成30年に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」が定められ、児童福祉司の配置を所管人口3万人に1人とするなど、国・地方自治体ともに一層の児童虐待対応の強化に取り組んでいる。

本県においても、県内の児童相談所（さいたま市含む）における平成30年度の児童虐待相談対応件数は15,334件で、平成25年度の5,133件の約3倍となった。令和元年度は17,473件と増加傾向は続いており、増加する児童虐待等に対応するため、一層の児童相談所の体制強化が求められている。

そこで、児童相談所の整備を計画的に進めるため、令和2年度に児童相談所の整備・機能強化計画の策定委託により将来人口や虐待相談対応件数の将来推計を行うとともに、児童相談所整備・機能強化検討委員会（有識者会議）により整備の方向性の検討を行った。

これらの委託業務や有識者会議における検討結果をもとに、南西部地域への児童相談所の新設に関する基本計画を定めるものである。

## 2 埼玉県児童相談所と一時保護所の現状

### （1）児童虐待相談対応、一時保護の状況

#### ①児童虐待相談対応件数の推移

・全国の児童虐待相談対応件数は、H25から5年間で約2.1倍に増加し、本県は同期間に約3.0倍に増加している。

（虐待相談対応件数推移）

全 国 H25:74,982件⇒H30:159,838件

埼玉県 H25:5,133件⇒H30:15,334件

#### ②一時保護件数の推移

・本県の一時保護件数は、平成25年度の1,354件から、平成30年度には1,854件に増加（36.9%増）している。

### （2）児童相談所の管轄人口、虐待相談対応件数の推計

#### ①将来人口（20歳未満）の推計

・将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）では20歳未満の人口が、県全体で1,206,618人（2020）から1,081,937人（2030）へと89.7%に減少すると推計さ

れているが、県南部は人口減少幅の小さい市町村が多い。

(推計人口(20歳未満)の2020→2030比が95%以上の市町村)

川口、蕨、戸田、川越、ふじみ野、朝霞、志木、和光、  
新座、越谷、三郷、吉川

## ②児童虐待相談対応件数(人口千人あたり)の推計

・10年後の虐待相談対応件数を推計すると14,181件(2030:令和12年度)であり、人口千人あたり虐待相談対応件数は、県南部に県平均を超える市町村が多い。

(人口千人あたり虐待相談対応件数推計)

県全体…2.46〔14,181件/5,758千人〕(2030推計:人口千人あたり)  
県平均2.46より対応件数(人口千人あたり)が多い市町(21市町)  
上尾、北本、川口、蕨、戸田、富士見、鶴ヶ島、坂戸、  
ふじみ野、滑川、狭山、新座、秩父、加須、横瀬、神川、  
越谷、草加、八潮、三郷、吉川

※児童相談所の整備・機能強化計画の策定委託による推計

## 3 所沢児童相談所、川越児童相談所の現状と課題への対応

### (1) 管轄人口

・所沢、川越児童相談所は管轄人口が110万人を超過し、全国平均58.9万人(H30)の2倍に近い状況である。

### (2) 児童虐待相談対応件数増加への対応

・児童福祉法で定められた配置標準を充足するために、児童相談所職員の増員が必要となり、川越・所沢児童相談所には100人を超える職員配置が必要となる可能性がある。

・児童相談所職員の増員を行った場合は、執務室の狭隘化による気積の確保(労働安全衛生規則)と100人超の職員が在籍することによるスパンオブコントロールの課題が発生する。

・虐待相談対応件数の増加により、一時保護件数も増加しているため、一時保護所の受入定員増加も必要な状況である。

### (3) 人口増減の地域差に応じた対応

・将来人口の推計によれば、県南部は今後10年間の20歳未満人口の減少幅が小さい市町村が多いことから、10年後も虐待相談対応件数が多いと見込まれる。

(4) 南西部地域への児童相談所の新設

- ・管轄人口が多く、職員数が100人を超過する可能性があり、10年後も虐待相談対応件数が多いと見込まれるという複数の課題に対応するため、所沢・川越児童相談所管内への児童相談所の新設が必要と考えられる。
- ・所沢・川越児童相談所管内で、生活圏が重なり虐待相談対応件数の多い南西部地域（所沢児相管轄：朝霞市・志木市・和光市・新座市、川越児相管轄：富士見市、ふじみ野市、三芳町）を管轄※する児童相談所を新設し、今後も人口減少が少ないと見込まれる管轄区域の南部を設置場所の候補とする。

※ 管轄区域は埼玉県児童相談所設置条例により定める。

## 4 施設整備に向けた基本計画

### (1) 施設概要

- ・所在地(地名地番) : 朝霞市青葉台1丁目2-13の一部(あさか向陽園グラウンド)
- ・敷地面積 : 約4,400㎡
- ・用途地域等 : 無指定(市街化調整区域)、基地跡地地区地区計画区域
- ・建ぺい率/容積率 : 60%/200%
- ・用途 : 児童相談所(一時保護所併設)
- ・延べ面積 : 3,900㎡程度
- ・階数 : 地上2階建てまたは3階建て
- ・駐車場 : 来客用20台程度、公用車10台程度
- ・駐輪場 : 来客用10台程度

### (2) 基本的な考え方

- ア. 安心して利用できる・安全な施設(施設全体)
  - ・相談部門は、落ち着いて温かみのある空間であるとともに、かつ相談者のプライバシーが守られ、安心して相談ができる施設とする。
  - ・一時保護所は、温かみのある雰囲気、児童個々の状況に応じた適切な援助が行える環境とする。
  - ・一時保護所の閉鎖性のメリットとデメリットに配慮しながら、外部からの不当な侵入や保護児童のプライバシー侵害を防止し、児童が安心・安全に生活できる施設とする。
- イ. 様々な利用者への配慮
  - ・様々な人が利用できるようユニバーサルデザインを考慮した施設とする。
- ウ. 環境等への配慮
  - ・環境への負荷、ライフサイクルコストの低減が図られた施設とする。
  - ・施設の維持管理や更新のしやすさ、耐久性を考慮した施設とする。
- エ. 周辺地域との配慮
  - ・相談者等のプライバシー保護に配慮しつつ、周辺施設の環境、景観へ調和のとれた施設とする。

### (3) 個別計画

#### ア. 児童相談所(相談部門)

##### ■基本方針

- ・児童や保護者等への相談等に必要な諸室を設け、将来のレイアウト変更にも柔軟に対応できるよう配慮する。

- ・相談部門の事務室は、職員間の連携を十分図れるよう1室とし、必要な執務スペースを確保する。また、ケースファイル等の膨大な資料を保管できるよう、十分な棚、倉庫を設けるなど職員の執務効率の向上にも配慮する。
- ・関係機関との連携強化等のための諸室を設ける。  
(市町村、里親等への支援強化のための研修室、ミーティングスペースや警察、司法機関と連携した協同面接に対応できる相談室など)
- ・不測の事態においても、職員や児童が安全に面接等を実施できるよう配慮する。

## イ. 一時保護所

### ■基本方針

- ・国が定める基準に基づく必要諸室のほか、感染症対策や保護児童各々の状況に応じた適切な援助を行うために必要な諸室(居室の個室化など)を設ける。
- ・学習環境、ストレスの少ない生活環境を構築するため、学習室、運動可能な遊戯室、グラウンドを設ける。
- ・児童の適切な援助、効率的な職員配置が可能となるように配慮された諸室配置、動線とする。また、書類の電子化等を検討し、業務の効率化に配慮する。

### ■定員設定

- ・県設置の他の児童相談所と同様に、定員を30名とする。
- ・児童福祉施設最低基準では、乳幼児のみの1居室定員は、6人以下とされていることを踏まえ、幼児を6名、学齢男児12名、学齢女児12名とする。
- ・集団処遇と処遇単位の小規模化(ユニット化)の両方に対応できるよう、集団処遇(幼児6名、学齢男児6名、学齢女児6名)とユニット男児(学齢男児6名)、ユニット女児(学齢女児6名)という定員設定とする。

## ウ. 諸室構成

### ■配置計画

#### 【全体】

- ・建物は、以下の二つの部門で構成する。  
「相談部門(児童相談所)」: 主に保護者や児童との相談を行う部門  
「一時保護部門(一時保護所)」: 主に一時保護中の児童が生活する部門
- ・相談部門と一時保護部門は、屋内で往来が可能な構造とする。  
また、相談部門で発生した音が、一時保護部門の児童に影響を与えないように、各部門は上下階で他の部門に重ならない構成を基本とする。

#### 【相談部門】

- ・相談部門は、以下の3つのエリアで構成する。
  - 「共有エリア」：主に相談者の出入口、職員の会議や関係機関への研修等で使用するエリア
  - 「相談エリア」：主に保護者や児童と職員が相談等を行うエリア
  - 「管理エリア」：主に職員が執務を行うエリア
- ・相談エリアの各室は、相談者のプライバシー保護に配慮した配置、構造とする。

#### 【一時保護部門】

- ・一時保護部門は、以下の3つのエリアで構成する
  - 「共有エリア」：主に児童の学習、運動を行うエリア
  - 「(男児、女児、幼児)居室エリア」：主に児童が生活するエリア
  - 「管理エリア」：主に職員の執務、調理、保護児童の入退所時の出入口となるエリア
- ・一時保護部門は、外部及び相談部門来所者からのプライバシー保護に配慮した配置とする。
- ・一時保護部門の諸室の配置や形状は、職員の死角を減らすよう配慮する。
- ・居室エリアは、性的なトラブルを防ぐため、幼児・学齢女児と学齢男児の生活スペースは、基本的に分離するが、各スペースに配置される職員間の連携、夜間宿直時の見守り体制などに対し効率的な職員配置が行えるような動線、諸室配置とする。

#### ■構成諸室

別紙による

#### (4) 整備スケジュール(予定)

- ・令和3年度：基本設計、測量
- ・令和4年度：実施設計
- ・令和5・6年度：建設工事
- ・令和7年度：開設

【別紙】構成諸室一覧

部門区分	エリア区分	室名等	参考面積 (㎡)	備考	
相談部門	共用 エリア	エントランスホール	50		
		研修室1	60	研修室1、2、会議室は3室を1室でも利用できるようにする (1室利用時100人収容)	
		研修室2	40		
		会議室	90		
		会議室倉庫	15		
		倉庫1	10		
	小計	385			
	管理 エリア	相談部門事務室	370	100名の執務スペース。相談部門の受付を兼ねる。打ち合わせスペース(20㎡程度)を設ける	
		相談部門倉庫	5		
		相談部門職員用更衣室(男)	20	休憩スペースを設ける	
		相談部門職員用更衣室(女)	25	休憩スペースを設ける	
		相談部門職員用給湯室	10		
		相談部門ファイル庫	40	ケースファイル等の保管	
		相談部門職員用トイレ(男)	15		
		相談部門職員用トイレ(女)	15		
		倉庫1	10		
		職員出入口	20		
		清掃員控室	10		
		ごみ集積所	10		
		小計	570		
	相談 部門	相談 エリア	待合室1	25	キッズスペース(5㎡程度)を設ける。
			待合室2	10	
			相談室1	15	
			相談室2	15	
			相談室3	15	
			相談室4	15	
			相談室5	15	
			相談室6	15	
			相談室7	20	相談部門事務室に近い位置とし、出入口を2か所設ける。
			相談室8	20	
			相談室9	20	相談部門事務室に近い位置とし、出入口を2か所設ける。
			相談室10(協同面接室兼用)	20	
		相談室11(協同面接バックルーム兼用)	25	バックルーム(最大15人程度同時利用)を兼ねる。	
		心理判定室1	15		
		心理判定室2(PCIT兼用)	20	室内にタイムアウトコーナー(3㎡程度)を設ける	
		心理治療室	20	箱庭療法用	
		医務室	20		
		プレイルーム1	30	2室に分割して利用できるようにする	
プレイルーム2		45			
プレイルーム3		20	幼児用		
観察室1		15	プレイルーム1と2の間に設ける		
観察室2		15	プレイルーム3と心理判定室2の間に設ける。PCIT用バックルームを兼ねる。		
ミーティングルーム1		20	10人程度利用		
ミーティングルーム2		35	20人程度利用		
来客用トイレ1(男)		15			
来客用トイレ1(女)		15			
多目的トイレ1		6			
来客用トイレ2(男)		15			
来客用トイレ2(女)		15			
多目的トイレ2	6				
授乳室	6				
小計	903				
合計		1,858			



部門区分	エリア区分	室名等	参考面積 (㎡)	備考	
一時 保護 部門	管理 エリア	保護担当事務室	100	40名の執務スペース	
		保護担当更衣室(男)	10	休憩スペースを設ける	
		保護担当更衣室(女)	10	休憩スペースを設ける	
		保護担当給湯室	5		
		保護担当ファイル庫	8		
		保護担当倉庫	7		
		保護担当トイレ(男)	10		
		保護担当トイレ(女)	10		
		倉庫1	10	相談部門からも利用しやすい位置に設ける	
		インタークールーム1	25	シャワー、トイレを設ける	
		インタークールーム2	25	シャワー、トイレを設ける	
		私物保管庫	20	一時保護部門入口、一時保護部門事務室に近い位置に設ける	
		衣類保管庫	35	男児用15㎡程度、幼児女児用20㎡程度	
		一時保護所入口	50		
		小計	450		
		管理 エリア	調理室	140	検収室、食品保管庫、厨房事務室、配膳室等を含む
		小計	140		
		男児 居室 エリア	男児居室1	10	
			男児居室2	10	
	男児居室3		10		
	男児居室4		15	兄弟等2人使用にも対応	
	男児居室5		15	シャワー、トイレを設ける	
	男児居室6		15	シャワー、トイレを設ける	
	リビングダイニングA		25		
	トイレA		5		
	脱衣洗面・浴室A		15	1人用浴槽×2	
	洗濯室・乾燥室A		15		
	リネン室A		10		
	宿直室A		15		
	廊下A		60		
	エリアA(ユニット) 小計		220		
	男児居室7		10		
	男児居室8		10		
	男児居室9		10		
	男児居室10		10		
	男児居室11		10		
	男児居室12		15	兄弟等2人使用にも対応	
	静養室B		15	シャワー、トイレを設ける	
	リビングダイニングB		25		
	トイレB		5		
	脱衣洗面・浴室B		15	1人用浴槽×2	
	洗濯室・乾燥室B		15		
	リネン室B		10		
	宿直室B		15		
	エリアB(集団) 小計		225		
	小計		445		
	女児 居室 エリア	女児居室1	10		
女児居室2		10			
女児居室3		10			
女児居室4		15	姉妹等2人使用にも対応		
女児居室5		15	シャワー、トイレを設ける		
女児居室6		15	シャワー、トイレを設ける		
リビングダイニングA		25			
トイレA		5			
脱衣洗面・浴室A		15	1人用浴槽×2		
洗濯室・乾燥室A		15			
リネン室A		10			
宿直室A		15			
エリアA(ユニット) 小計		220			
女児居室7		10			
女児居室8		10			
女児居室9		10			
女児居室10		10			
女児居室11		10			
女児居室12		15	姉妹等2人使用にも対応		
静養室B		15	シャワー、トイレを設ける		
リビングダイニングB		25			
トイレB		5			
脱衣洗面・浴室B		15	1人用浴槽×2		
洗濯室・乾燥室B		20			
リネン室B		10			
宿直室B		15			
エリアB(集団) 小計		230			
小計		450			
幼児 居室 エリア		幼児居室	25	就寝する部分は、畳敷きとする。園庭への出入口を設ける。	
	幼児静養室	10	畳敷きとする。幼児居室に隣接させ、出入りができるようにする。		
	幼児トイレ、手洗	15			
	幼児浴室・脱衣室	15	6名の幼児＋入浴介助の職員2名利用想定		
	幼児(集団) 小計	65			

部門区分	エリア区分	室名等	参考面積 (㎡)	備考		
	共有 エリア	食堂	50	集団処遇児童(18名程度)と職員(5名程度)用		
		保育室	30			
		保育用品倉庫	10			
		小学生学習室	30			
		中学生学習室	30			
		中学生個別学習室1	7			
		中学生個別学習室2	7			
		中学生個別学習室3	7			
		中学生個別学習室4	7			
		中学生個別学習室5	7			
		中学生個別学習室6	7			
		学習用品倉庫1	10			
		学習用品倉庫2	10			
		遊戯室	150		運動できるよう極力天井を高くする	
		器具庫	10			
		児童用トイレ(男)	10			
		児童用トイレ(女)	10			
		幼児用トイレ	10			
		職員用トイレ(男)	2			
		職員用トイレ(女)	2			
		小計	516			
		合計			2,066	
		<b>合計</b>				<b>3,924</b>
	相談部門		1,858			
	一時保護部門		2,066			
屋外	園庭(グラウンド)		500	砂場を設ける		
	小計		500			